

地域防災体制の中核的存在としての消防団

1 大規模災害時における消防団の活動

平成 15 年は、各地で大規模な災害が発生し、消防団は消火活動だけでなく、住民の避難誘導や水防活動などに活躍した。まず、7 月に九州全域を襲った集中豪雨では、熊本県や福岡県をはじめ各県で大きな被害が発生し、九州各県で延べ 9 千人近くの消防団員が出動して、住民の避難誘導や水防活動に従事した。また、同月に発生した宮城県北部を震源とする地震では、堤防決壊防止活動に携わり、同年 9 月に発生した栃木県黒磯市のタイヤ工場火災においては、3 日間に渡り消火活動に従事、そして同月の十勝沖地震に伴う津波警報発令時にも、北海道、青森県、岩手県及び宮城県などで、住民への広報活動及び避難誘導などに活躍した。

このように、常備の消防力だけでは地域全体の災害防除や被害軽減に十分に対応できない大規模災害発生時には、消防団が果たす役割は、極めて大きいものがあり、地域住民から大きな期待が寄せられている。

2 地域防災体制の中核的存在としての消防団の役割と視点

近年、国民の安全・安心に対する関心が高まっており、地域の危機管理体制の構築が大きな課題となっている。危機に効果的に対応できる体制を構築するためには、市町村や消防機関と地域住民とが一体となった体制づくりが必要である。

その中で、消防団は、教育訓練により災害対応の技術・知識を有しており、地域住民の安全・安心を守るため、各管轄地域での消防活動、防火診断、火災予防広報及び地域行事での警戒活動などの地域コミュニティの支援活動に従事するとともに、常備消防の力のみでは対応の難しい大規模災害では、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を活かして、震災における救助活動や風水害における水防活動などの災害対応活動を行っている。

さらに、第 159 回国会に提出された国民保護法案では、消防団は有事の際に、消防長又は消防署長の所轄の下で避難住民を誘導することが定められており、地域の安全確保のために消防団の果たす役割はさらに大きくなっている。

今後、消防団の充実強化・活性化を図っていく上で総合性の観点と連携の観点が重要である。総合性とは、地域防災体制の中核的存在である消防団が幅広

く防災への対応力を発揮できる環境を整備する視点であり、連携とは、地域コミュニティと繋がり深い消防団が福祉団体、自主防災組織及びボランティア団体・NPO等、様々な活動主体と連携する視点である。これらの視点を重視しながら充実強化策を推進していく必要がある。

3 新時代に即した消防団の在り方

消防庁では、社会環境の変化等や消防団の現状を踏まえた今後の消防団の役割を検討するため、平成13年6月から「新時代に即した消防団のあり方に関する検討委員会」（委員長：伊藤滋 早稲田大学教授）を開催してきた。平成15年3月には、「消防団を要とする地域防災体制の確立」「消防団員数の確保等」「地域の実情を踏まえた組織・運営等の充実・多様化」「施設・設備の充実整備」「教育訓練の充実」「団員処遇の改善」を柱とした提言がなされたところであり、「消防団員数の確保等」において当面の全国の総消防団員数の目標として100万人の数値が示された。

4 消防団員数の確保に重点をおいた方策の提言

今後、上記の各提言事項の具現化を進めていく必要があるが、消防の常備化の進展や社会環境の変化等に伴い、消防団員数の減少が続き、地域防災体制の維持に影響が出かねない現況を踏まえると、各地域の消防団が適正な消防団員数を確保し、住民の安全・安心を確保できる組織を構築することが重要な検討課題である。

そこで、本検討会では「消防団員数の確保」に重点を置き、具体的対応策を課題に検討していく。検討にあたり、各地の消防団を取り巻く環境が、地域事情や消防団規模などで異なるため、全国一律の対応策だけでは、各地の対策の推進には不十分であり、個々の消防団が、地域の実態に即した具体的な方策を推進し、団員を確保することが求められることから、各地域の消防団が置かれている状況を把握し、消防団員確保に関する問題点、要望等を聴取するため、次の調査を実施した。

○消防団員確保に係るアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）

期 間：平成15年11月から12月

対 象：各都道府県が次の観点から選定した消防団（計683消防団）

消防団員の確保状況

女性消防団員の確保状況

被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備状況

回答者：消防団長又は副団長等、消防団幹部

一部回答項目は、女性団員及び消防団員雇用事業所

方 法：都道府県によりアンケートを配布、回収

○消防団員確保に係る現地調査（以下、「現地調査」という。）

期 間：平成 16 年 1 月

対 象：次の条件で選定した 47 消防団・48 市町村（消防本部を含む）

消防庁で地域性を配慮して 10 県を選出

各県でアンケート調査に回答した消防団から選定条件を考慮し

て 4 ～ 6 消防団・市町村を選定

回答者：消防団 - 消防団長又は副団長等、消防団幹部

市町村 - 消防団事務担当者

方 法：消防庁職員による現地での面接方式

○市町村合併に伴う消防団組織の取扱いに関する実態調査（以下、「実態調査」という。）

期 間：平成 15 年 11 月から 12 月

対 象：市町村合併の法定協議会又は任意協議会のある市町村

（46 道府県 528 協議会）

回答者：都道府県

方 法：消防庁が調査用紙を都道府県に配布。消防防災主管課が法定協議会又は任意協議会のある市町村から聴き取り調査し、調査用紙を記入

5 市町村を中心とした施策の推進

検討会では、各調査で明らかになった現状と課題等に対し検討を行い、市町村、都道府県、国及び各消防団がそれぞれに実施すべき具体的な消防団員の確保方策と今後、検討すべき課題について提言を行った。

地域に必要とされる消防団員を確保することが、地域の防災体制には不可欠であることから、防災体制の整備に責任を持つ市町村長がリーダーシップを発揮して、地元消防機関と協力し、都道府県、国と連携を図って各施策の推進にあたる必要がある。